

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月24日
【会社名】	横河電機株式会社
【英訳名】	Yokogawa Electric Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西島 剛志
【本店の所在の場所】	東京都武蔵野市中町二丁目9番32号
【電話番号】	(0422) 52 - 5530
【事務連絡者氏名】	コーポレート・コミュニケーション室長 川中 定
【最寄りの連絡場所】	東京都武蔵野市中町二丁目9番32号
【電話番号】	(0422) 52 - 5530
【事務連絡者氏名】	コーポレート・コミュニケーション室長 川中 定
【縦覧に供する場所】	横河電機株式会社 中部支店 (愛知県名古屋市熱田区一番三丁目5番19号) 横河電機株式会社 関西支社 (大阪府大阪市北区梅田二丁目4番9号 プリーゼタワー内) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月23日開催の当社第140回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 平成28年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第5号議案まで） >

- 第1号議案 剰余金の処分の件
 期末配当に関する事項
- ・ 配当財産の種類
 金銭
 - ・ 配当財産の割当に関する事項及びその総額
 当社普通株式1株につき12円50銭
 配当総額 3,336,764,550円
 - ・ 剰余金の配当が効力を生じる日
 平成28年6月24日

第2号議案 取締役10名選任の件
 取締役として、海堀周造、西島剛志、黒須聡、奈良寿、中原正俊、穴吹淳一、浦野光人、宇治則孝、関誠夫及び菅田史朗の10氏を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件
 監査役として、中條孝一及び穴戸善一の2氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 補欠の社外監査役として、中重克巳氏を選任する。

第5号議案 譲渡制限付き株式報酬制度の報酬額設定その他取締役報酬額改定の件
 譲渡制限付株式報酬制度に係る取締役の報酬額を6億円以内（ただし、中期経営計画の対象期間である3事業年度が対象。1事業年度当たり2億円以内に相当する。）に設定するとともに、現行の取締役の報酬額を1事業年度12億円以内から10億円以内に改定する。これにより、取締役の報酬額の合計は、1事業年度16億円以内（うち、社外取締役分は1事業年度5千万円以内から1億円以内に増額する。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。）とする。
 なお、本事業年度は中期経営計画の対象期間2年度目のため、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を4億円以内で支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	2,244,197	3,590	239	（注）1	可決（99.8％）
第2号議案					
海堀 周造	2,238,560	7,790	1,681	（注）2	可決（99.6％）
西島 剛志	2,233,721	12,629	1,681		可決（99.4％）
黒須 聡	2,241,131	5,219	1,681		可決（99.7％）
奈良 寿	2,241,257	5,093	1,681		可決（99.7％）
中原 正俊	2,241,220	5,130	1,681		可決（99.7％）
穴吹 淳一	2,241,283	5,067	1,681		可決（99.7％）
浦野 光人	2,241,623	6,169	239		可決（99.7％）

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
宇治 則孝	2,243,668	4,124	239		可決 (99.8%)
関 誠夫	2,241,358	6,434	239		可決 (99.7%)
菅田 史朗	2,246,717	1,075	239		可決 (99.9%)
第3号議案					
中條 孝一	2,040,215	207,582	239	(注)2	可決 (90.8%)
穴戸 善一	2,162,915	84,883	239		可決 (96.2%)
第4号議案	2,168,833	78,965	239	(注)2	可決 (96.5%)
第5号議案	2,010,485	237,275	287	(注)1	可決 (89.4%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない株主の議決権の数は加算しておりません。

以上